

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

新宿区長

公表日

令和6年1月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法第141号)に基づき、以下の事務を行っている。 (国民年金法施行令第18条の規定による第1号法定受託事務) 1. 第1号被保険者・任意加入被保険者の加入・喪失・変更に関する事務 2. 保険料免除等に関する事務 3. 年金給付に関する事務
③システムの名称	国民年金情報システム、住民記録システム、税務情報トータルシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 国民年金法施行令第18条に基づく法定受託事務 2. 番号法第9条第1項別表第一の31の項 ※ 別表第一の上欄には「厚生労働大臣」と記載されているが、上記1により法定委任事務として一部事務を区が実施している。 3. 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省令第5号) 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部医療保険年金課
②所属長の役職名	医療保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話：03-5273-3880(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話：03-5273-3880(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査
☐ 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	3. 番号法第9条第2項に基づく条例（制定予定）	3. 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	事後	条例の制定による修正（その他の修正）
平成29年1月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	—（追記）	4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府/総務省令第5号）第24条の2	事後	評価書の見直しによる、正確な根拠の追記（その他の修正）
平成29年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	[未定]	[実施しない]	事後	事務確定のため（その他の修正）
平成29年1月19日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療保険年金課長 小沢 健吾	医療保険年金課長 村山 透	事後	
平成30年7月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月17日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年4月1日	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 国民年金法施行令第18条に基づく法定受託事務 2. 番号法第9条第1項別表第一の31の項 ※ 別表第一の上欄には「厚生労働大臣」と記載されているが、上記1により法定委任事務として一部事務を区が実施している。 3. 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府/総務省令第5号）第24条の2	1. 国民年金法施行令第18条に基づく法定受託事務 2. 番号法第9条第1項別表第一の31の項 ※ 別表第一の上欄には「厚生労働大臣」と記載されているが、上記1により法定受託事務として一部事務を区が実施している。 3. 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府/総務省令第5号）第24条の2	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	医療保険年金課長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	－	自己点検	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	－	十分に行っている	事後	
令和3年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年8月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	